

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番41号
株式会社 J T O W E R
代表取締役社長 田 中 敦 史

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 3階「ナルド」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本総会における会議の目的事項は報告事項のみとなりますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ **新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主さまの健康状態に関わらず、株主総会当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.jtower.co.jp/ir>）においてお知らせいたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次にあげる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jtower.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - （1）事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - （2）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - （3）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎ なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jtower.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物、電源、ファイバー等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。

当社グループは、創業以来、国内におけるインフラシェアリング事業者のパイオニアとして、大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う国内IBS事業を推進してまいりました。国内通信市場における携帯キャリアへの5G周波数の割当、第4の携帯キャリアの市場参入等を背景とした設備投資効率化ニーズの高まりを受け、当連結会計年度においては、導入物件数の拡大に向けた営業活動及び組織体制強化のための人材採用等に注力いたしました。この結果、当連結会計年度において、国内IBS事業において64物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は161件となりました。

東南アジア地域においても、携帯電話ユーザー数の継続的な増加に伴う通信環境整備へのニーズの高まり並びにオフィスビルや商業施設を中心とした不動産市場の成長により、導入物件を順調に増やしております。この結果、当連結会計年度において、海外IBS事業において10物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は151件となりました。

また、更なる企業価値の向上に向けて、新規事業であるタワー事業の立ち上げ強化、グローバル展開体制の強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,558,500千円（前連結会計年度比85.7%増）、営業利益69,622千円（前連結会計年度は169,705千円の営業損失）、経常利益5,642千円（前連結会計年度は166,826千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失13,182千円（前連結会計年度は214,841千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第 7 期 (2019年3月期) (前連結会計年度)		第 8 期 (2020年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内 I B S 事業	863,537千円	62.7%	1,783,747千円	69.7%	920,210千円	106.6%
海外 I B S 事業	455,278	33.0	435,238	17.0	△20,040	△4.4
ソリューション事業	59,174	4.3	339,514	13.3	280,339	473.8
合 計	1,377,990	100.0	2,558,500	100.0	1,180,510	85.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,787,494千円であり、その主なものは、当社及び子会社における屋内無線通信設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、東京証券取引所マザーズ市場への上場に関連して実行した公募増資及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）等により4,138,100株の新株式を発行し、5,725,486千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2019年7月31日を効力発生日として、ベトナムへの出資における中間持株会社であるVIBS PTE.LTD.が発行する優先株式の全て及び普通株式の一部を取得し、VIBS PTE. LTD.を完全子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2017年 3 月期)	第 6 期 (2018年 3 月期)	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	—	756,601	1,377,990	2,558,500
経常利益又は経常損失(△)(千円)	—	△479,062	△166,826	5,642
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	△577,953	△214,841	△13,182
1 株当たり当期純損失(△)(円)	—	△80.49	△29.92	△0.94
総 資 産(千円)	—	4,776,071	7,396,065	14,646,796
純 資 産(千円)	—	2,209,501	2,508,488	6,635,166
1 株当たり純資産(円)	—	△167.10	△208.90	323.58

(注) 1. 当社は第6期から連結計算書類を作成しております。

2. 2019年8月5日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2017年 3 月期)	第 6 期 (2018年 3 月期)	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	166,075	511,627	868,535	1,915,079
経常利益又は経常損失 (△)	△259,831	△480,761	△241,460	59,997
当期純利益又は当期純損失 (△)	△269,736	△564,563	△245,240	70,010
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△)	△37.58	△78.63	△34.15	4.99
総 資 産(千円)	1,419,909	3,588,034	6,151,749	15,113,773
純 資 産(千円)	630,434	1,165,495	1,620,253	7,435,481
1 株当たり純資産 (円)	△86.30	△164.92	△199.08	362.61

(注) 当社は、2017年 3 月 1 日開催の取締役会決議に基づき、2017年 3 月31日付で普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、それぞれ 1 株につき100株の割合で株式分割を行いました。第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。また、2019年 8 月 5 日開催の取締役会決議に基づき、2019年 8 月30日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行いました。第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	167百万円	100.0% (100.0)	屋内携帯インフラのシェアリングサービスの提供
株 式 会 社 ナ ビ ッ ク	300	53.0	クラウドWi-Fiソリューションの提供

(注) 1. 議決権比率の () 内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①タワーシェアリング市場の創出と拡大

日本国内におけるタワーシェアリング市場は立ち上げフェーズにあります。当社グループは、これまでのインフラシェアリングの経験・知見を活かし、インフラシェアリングのパイオニアとして、タワーシェアリング市場においても、シェアリングの実績を拡大していくことで、市場を牽引する立場であり続けることが当社グループの成長においても重要であると考えております。

②導入物件数の継続的な拡大

当社グループにおいて、重要な経営評価指標である導入物件数を継続的に拡大していくことは、当社グループが今後も高い成長率を持続していくために重要な取り組みとなります。現在の主な対象物件である新築の物件だけでなく、既設物件のリプレイス需要や新たな物件種別での需要等も捕捉し、5Gに対応した共用装置のアドオンでの導入等にも取り組んでいくことで、導入物件数を拡大してまいります。

③顧客ニーズ充足を意識した付加価値ソリューションの強化

当社グループは、通信インフラシェアリングにおいて、提供先の顧客のニーズを更に充足するために、クラウドWi-FiソリューションやSITE LOCATORサービスを提供しています。事業環境の変化のなかで多様化する顧客ニーズを的確に捉え、このような付加価値ソリューションの提供を更に強化していくとともに、新たなソリューションの提供にも継続的に取り組んでまいります。

④人材の確保・育成

当社グループが、今後更なる成長をしていくためには、専門スキル及びノウハウをもった優秀な人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動強化の施策により、積極的な採用活動を行っていくとともに、人事制度、研修制度の充実等により従業員が中長期で働きやすい環境の整備も実施してまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境の変化及び事業の継続的な発展に伴い、業務運営の効率化、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのための方策の1つとして、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると考えております。そのため、内部統制システムの継続的な整備、改善を行い、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、主として国内における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「国内IBS（注）事業」とする）、海外における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「海外IBS事業」とする）、屋外の鉄塔等の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「タワー事業」とする）、それらに関連する付加価値ソリューション事業（以下、「ソリューション事業」とする）を展開しております。なお、これらの事業はいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとして、セグメントを分類せずに記載しております。

当社グループの事業別の主な内容は以下のとおりです。

（注）IBS：In-Building-Solutionの略

①国内IBS事業

国内IBS事業は、これまで日本において携帯キャリア各社がそれぞれ単独で行ってきた屋内携帯インフラの設備投資を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業となります。当ソリューションは、不動産事業者にとっては設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等、携帯キャリアにとっては、設備投資・運用費用の削減等、携帯電話ユーザーにとっては、屋内携帯電波環境整備による満足度向上等のメリットを提供しています。

②海外IBS事業

海外IBS事業として、IBS事業を海外でも展開しており、主な展開国はベトナム、ミャンマーとなっております。ベトナムにおいては、2017年7月に同国最大手のIBS事業者Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを株式取得により連結子会社化し、事業運営を行っております。ミャンマーにおいては、2016年10月より事業開始し、持分法適用会社であるGNI Myanmar Co., Ltd.で事業運営を行っております。また、当連結会計年度第2四半期において、マレーシアに子会社を設立し、本格立ち上げに向け体制構築を行っております。

③タワー事業

日本国内における5Gに係る基地局設備投資需要の拡大、第4の携帯キャリアの参入を受け、通信インフラシェアリング事業を屋内だけでなく、屋外でも提供するために、2018年10月にタワー事業への参入を発表しました。タワー事業は、携帯キャリアが屋外での基地局整備において建設する鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ・電源・ファイバー等について携帯キャリア向けにシェアリングを行う事業となります。2020年3月末時点では、本格展開開始に向けて、各携帯キャリアとの協議を行っている状況です。

④ソリューション事業

通信インフラシェアリング事業を提供するうえで、更なる付加価値を提供するためのソリューション強化にも努めており、以下のサービスを展開しております。

(a) クラウドWi-Fiソリューション

国内IBS事業において、不動産事業者への更なる付加価値を提供するためのソリューションとして、不動産事業者に対してクラウドWi-Fiソリューションを提供しております。国内IBS事業の提供先である不動産事業者のニーズに応え、Wi-Fiソリューションを安定的に提供する体制を構築するために、2018年10月にクラウドWi-Fiソリューションを提供する株式会社ナビックを連結子会社化し、体制強化を図りました。クラウドWi-Fiソリューションでは、設備数が多く長い構築期間を要する旧来型のコントローラ・監視サーバによるWi-Fiではなく、クラウドマネジメントシステムにより、低コストかつ短納期で導入が可能で、遠隔監視による運用管理が可能なシステムを提供しております。

(b) SITE LOCATORサービス

当社で開発したシステムである、屋上への基地局設置許可を得た不動産事業者情報を集約するデータベース「SITE LOCATOR」を活用して、屋上の遊休スペースの収益化ニーズを有する不動産事業者と、屋上への基地局設置ニーズを有する携帯キャリアをマッチングするサービスを展開しております。不動産事業者に対しては、効率的・能動的な屋上の有効活用、携帯キャリアに対しては、これまで時間・コストを要していた置局（基地局設置）業務の効率化等のメリットを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

名	称	所在地
本	社	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス		大阪府大阪市

② 子会社

名	称	所在地
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock C o m p a n y		本社、他（ベトナム、ホーチミン市、ハノイ市）
株 式 会 社 ナ ビ ッ ク		本社（東京都千代田区）

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
111 (27) 名	－ (－) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60 (18) 名	15名増 (1名減)	38.9歳	2.6年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社三井住友銀行	30,000
株式会社りそな銀行	15,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年7月4日付で、日本電信電話株式会社との間で、資本・業務提携契約を締結しております。

また、当社株式は、2019年12月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 64,000,000株

(注) 2019年8月30日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は56,534,700株増加しております。

② 発行済株式の総数 20,505,572株

(注) 1. 2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行い、12,275,604株増加しております。

2. 2019年12月17日を払込期日とする公募増資及び2020年1月20日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、3,870,900株増加しております。

3. 新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、267,200株増加しております。

③ 株主数 5,757名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ル テ ィ ブ	4,677,500株	22.8%
日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	4,206,400	20.5
田 中 敦 史	1,834,000	8.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,535,800	7.5
J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社	1,046,200	5.1
株 式 会 社 I N C J	463,160	2.3
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	432,800	2.1
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 4 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	361,000	1.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE H C R O O	304,300	1.5
寺 田 英 司	266,000	1.3

(注) 持株比率は自己株式 (84株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2019年8月5日及び2019年8月12日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2019年8月13日開催の取締役会決議により同日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月13日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2013年2月20日	2013年12月25日
新 株 予 約 権 の 数		200個	133個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 53,200株 (新株予約権1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 4,800円 (1株当たり 12円)	新株予約権1個当たり 34,800円 (1株当たり 87円)
権 利 行 使 期 間		2015年2月21日から 2023年2月20日まで	2015年12月26日から 2023年12月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 133個 目的となる株式数 53,200株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2014年6月25日	2015年11月25日
新 株 予 約 権 の 数		80個	11個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 32,000株 (新株予約権 1 個につき 400株)	普通株式 4,400株 (新株予約権 1 個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 34,800円 (1 株当たり 87円)	新株予約権 1 個当たり 43,600円 (1 株当たり 109円)
権 利 行 使 期 間		2016年6月26日から 2024年6月25日まで	2017年11月26日から 2025年11月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 9 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月26日	2019年6月26日
新 株 予 約 権 の 数		1,050個	500個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 4,200株 (新株予約権 1 個につき 4株)	普通株式 2,000株 (新株予約権 1 個につき 4株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 800円 (1 株当たり 200円)	新株予約権 1 個当たり 4,748円 (1 株当たり 1,187円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月27日から 2027年5月26日まで	2021年6月27日から 2029年6月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,050個 目的となる株式数 4,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 1 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年8月21日	
新 株 予 約 権 の 数		1,100個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	4,400株 4株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	7,696円 1,924円)
権 利 行 使 期 間		2021年8月22日から 2029年8月21日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,100個 4,400株 3名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 4 回 新 株 予 約 権		第 1 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年6月26日		2019年8月21日	
新 株 予 約 権 の 数		2,400個		1,100個	
新株予約権の目的となる株式の種 類 と 数		普通株式 9,600株 (新株予約権 1 個につき 4株)		普通株式 4,400株 (新株予約権 1 個につき 4株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 4,748円 (1 株当たり 1,187円)		新株予約権 1 個当たり 7,696円 (1 株当たり 1,924円)	
権 利 行 使 期 間		2021年6月27日から 2029年6月26日まで		2021年8月22日から 2029年8月21日まで	
行 使 の 条 件		(注 1)		(注 1)	
使用人等 への交付 状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	2,400個 9,600株 8名	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	－個 －株 －名
	子会社の役員及び 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	1,100個 4,400株 3名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1 個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 敦 史	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役 VIBS PTE. LTD. 取締役 GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役 株式会社ナビック 取締役
専 務 取 締 役	桐 谷 裕 介	インフラシェアリング事業本部本部長
常 務 取 締 役	中 村 亮 介	経営管理本部本部長 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役
取 締 役	祢 津 信 夫	
取 締 役	太 田 直 樹	株式会社New Stories 代表取締役 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 総務省 政策アドバイザー
取 締 役	三 笥 博 幸	日本電信電話株式会社 技術企画部門担当部長
常 勤 監 査 役	大 場 睦 子	大場睦子会計事務所 代表
監 査 役	山 田 彰 宏	山田彰宏税理士事務所 所長 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社FiNC Technologies 社外監査役
監 査 役	永 山 淑 子	

- (注) 1. 取締役太田 直樹氏及び取締役三笥 博幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大場 睦子氏、山田 彰宏氏及び永山 淑子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大場 睦子氏及び監査役山田 彰宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役大場 睦子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役山田 彰宏氏は、税理士の資格を有しております。
4. 2019年6月26日開催の定時株主総会及び2019年8月13日開催の臨時株主総会において、太田 直樹氏、三笥 博幸氏が取締役に、山田 彰宏氏、永山 淑子氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役の太田 直樹氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
板 橋 理	2019年7月4日	辞任	社外取締役 株式会社INCJ マネージングディレクター 株式会社産業革新投資機構 マネージングディレクター edotco Group Sdn Bhd 社外取締役 Oji Oceania Management (NZ) Limited 社外取締役 Oji Oceania Management (AUS) Pty. Ltd. 社外取締役 Oji Fibre Solutions (NZ) Limited 社外取締役 王子オセアニアマネジメント株式会社 社外取締役 ビーフルエナジージャパン株式会社 社外取締役
村 上 保 代	2019年6月26日	辞任	社外監査役
相 原 史 明	2019年7月4日	辞任	社外監査役 株式会社産業革新投資機構 ディレクター 衆智達汽車部件（常州）有限公司 監事 株式会社JOLED 社外監査役 株式会社IP Bridge 社外監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当社取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	6 名 (1)	58,600千円 (3,000)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (4)	11,200 (11,200)
合 計 (うち 社 外 役 員)	10 (5)	69,800 (14,200)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）、2019年7月4日付で退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第7期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年11月30日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として「J T O W E R - E 2 号新株予約権7,968個の公正価値相当額」と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年8月13日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として「J T O W E R - E 3 号新株予約権1,100個の公正価値相当額」と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役太田 直樹氏は、株式会社New Storiesの代表取締役、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の社外取締役及び総務省の政策アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役三笥 博幸氏は、日本電信電話株式会社の技術企画部門担当部長であります。日本電信電話株式会社グループは当社の通信インフラシェアリング事業の得意先であります。また、日本電信電話株式会社は当社の主要株主であります。
- ・社外取締役であった板橋 理氏は、退任時において株式会社INCJのマネージングディレクター、株式会社産業革新投資機構のマネージングディレクター、edotco Group Sdn Bhdの社外取締役、Oji Oceania Management (NZ) Limitedの社外取締役、Oji Oceania Management (AUS) Pty. Ltd.の社外取締役、Oji Fibre Solutions (NZ) Limitedの社外取締役、王子オセアニアマネジメント株式会社の社外取締役及びビーフルエナジー ジャパン株式会社の社外取締役であります。退任時以前において、株式会社INCJは当社の主要株主であり、株式会社産業革新投資機構は当社の主要株主である株式会社INCJの親会社であります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役大場 睦子氏は、大場睦子会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役山田 彰宏氏は、山田彰宏税理士事務所所長、山田総合コンサルティング株式会社の代表取締役、コーサカインターナショナル株式会社の社外監査役及び株式会社FiNC Technologiesの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役であった相原 史明氏は、退任時において株式会社産業革新投資機構のディレクター、衆智達汽車部件（常州）有限公司の監事、株式会社JOLEDの社外監査役及び株式会社IP Bridgeの社外監査役であります。退任時以前において、株式会社産業革新投資機構は当社の主要株主である株式会社INCJの親会社であります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	太 田 直 樹	16回／16回 (100%)	—	出席した取締役会において、長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	三 笈 博 幸	15回／15回 (100%)	—	出席した取締役会において、通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	板 橋 理	5回／5回 (100%)	—	出席した取締役会において、長年にわたる、経営コンサルティング会社や投資ファンドにおける業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	大 場 睦 子	20回／20回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	山 田 彰 宏	15回／16回 (94%)	12回／13回 (92%)	出席した取締役会及び監査役会において、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永 山 淑 子	16回／16回 (100%)	13回／13回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	相 原 史 明	4回／5回 (80%)	4回／5回 (80%)	出席した取締役会及び監査役会において、監査役監査や会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
監査役	村 上 保 代	1 回／4 回 (25%)	1 回／4 回 (25%)	出席した取締役会及び監査役会において、通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,032,726	流 動 負 債	3,288,557
現 金 及 び 預 金	7,188,584	買 掛 金	193,462
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	482,467	短 期 借 入 金	45,000
そ の 他	361,675	リ ー ス 債 務	213,328
固 定 資 産	6,614,069	未 払 金	1,204,276
有 形 固 定 資 産	5,860,475	未 払 法 人 税 等	58,001
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,882,330	前 受 収 益	1,525,681
減 価 償 却 累 計 額	△1,197,484	そ の 他	48,807
減 損 損 失 累 計 額	△64,189	固 定 負 債	4,723,072
機 械 装 置 及 び 運 搬 具 (純額)	4,620,656	長 期 借 入 金	300,000
リ ー ス 資 産	1,069,876	リ ー ス 債 務	525,502
減 価 償 却 累 計 額	△227,737	長 期 前 受 収 益	3,869,972
リ ー ス 資 産 (純額)	842,138	そ の 他	27,597
建 設 仮 勘 定	380,399	負 債 合 計	8,011,629
そ の 他	26,897	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△9,617	株 主 資 本	6,723,454
そ の 他 (純額)	17,280	資 本 金	4,272,495
無 形 固 定 資 産	586,712	資 本 剰 余 金	2,433,819
の れ ん	579,101	利 益 剰 余 金	17,489
そ の 他	7,611	自 己 株 式	△350
投 資 そ の 他 の 資 産	166,881	その他の包括利益累計額	△88,288
投 資 有 価 証 券	78,397	為 替 換 算 調 整 勘 定	△88,288
そ の 他	88,484	純 資 産 合 計	6,635,166
資 産 合 計	14,646,796	負 債 純 資 産 合 計	14,646,796

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,558,500
売上原価		1,278,929
売上総利益		1,279,570
販売費及び一般管理費		1,209,948
営業利益		69,622
営業外収益		
受取利息	24,184	
その他の	1,385	25,569
営業外費用		
支払利息	23,049	
持分法による投資損失	26,135	
株式交付費	20,081	
株式公開費用	19,981	
その他の	302	89,549
経常利益		5,642
特別損失		
関係会社株式評価損	6,651	6,651
税金等調整前当期純損失(△)		△1,009
法人税、住民税及び事業税	37,630	
法人税等調整額	△27,489	10,140
当期純損失(△)		△11,149
非支配株主に帰属する当期純利益		2,032
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△13,182

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,276,904	流 動 負 債	3,128,334
現 金 及 び 預 金	6,776,364	買 掛 金	99,784
売 掛 金	258,300	短 期 借 入 金	45,000
商 品	1,498	リ ー ス 債 務	213,328
前 払 費 用	68,924	未 払 金	1,181,403
そ の 他	171,815	未 払 費 用	4,887
固 定 資 産	7,836,868	未 払 法 人 税 等	48,431
有 形 固 定 資 産	5,484,163	預 り 金	12,625
建 物	13,194	前 受 収 益	1,520,889
機 械 及 び 装 置	4,312,313	そ の 他	1,983
工 具、器 具 及 び 備 品	1,796	固 定 負 債	4,549,956
リ ー ス 資 産	842,138	長 期 借 入 金	150,000
建 設 仮 勘 定	314,719	リ ー ス 債 務	525,502
無 形 固 定 資 産	127	長 期 前 受 収 益	3,869,972
ソ フ ト ウ ェ ア	127	資 産 除 去 債 務	4,482
投 資 そ の 他 の 資 産	2,352,577	負 債 合 計	7,678,291
関 係 会 社 株 式	2,269,038	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	21,591	株 主 資 本	7,435,481
繰 延 税 金 資 産	22,240	資 本 金	4,272,495
そ の 他	39,706	資 本 剰 余 金	3,093,325
		資 本 準 備 金	3,093,325
		利 益 剰 余 金	70,010
		そ の 他 利 益 剰 余 金	70,010
		繰 越 利 益 剰 余 金	70,010
		自 己 株 式	△350
		純 資 産 合 計	7,435,481
資 産 合 計	15,113,773	負 債 純 資 産 合 計	15,113,773

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,915,079
売 上 原 価		867,530
売 上 総 利 益		1,047,549
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		925,695
営 業 利 益		121,853
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42	
雑 収 入	300	343
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,135	
株 式 交 付 費	20,081	
株 式 公 開 費 用	19,981	62,198
経 常 利 益		59,997
税 引 前 当 期 純 利 益		59,997
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,227	
法 人 税 等 調 整 額	△22,240	△10,012
当 期 純 利 益		70,010

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 J T O W E R
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮 光健	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚 俊一郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮 光健	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚 俊一郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会及び経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株 式 会 社 J T O W E R 監 査 役 会

常勤社外監査役 大 場 睦 子 ㊞

社 外 監 査 役 山 田 彰 宏 ㊞

社 外 監 査 役 永 山 淑 子 ㊞

以 上

× ₪

[illegible]

株主総会会場ご案内図

【会 場】東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号

アイビーホール 3階「ナルド」

TEL 03-3409-8181

【交 通】(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車

(B 3又はB 1 出口より徒歩約 5 分)

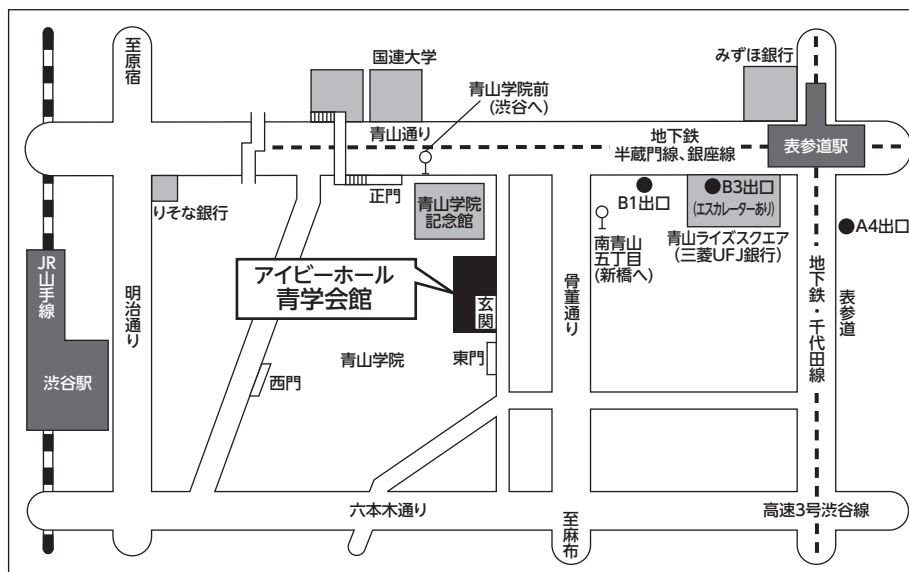
(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋谷88系統) 「南青山五丁目」下車

(徒歩約 3 分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋谷88系統) 「青山学院前」下車

(徒歩約 3 分)



○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主さまの健康状態に関わらず、株主総会当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。